

## 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の 選択について

### ○上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択

上場株式等（発行株式総数の3%以上保有の大口保有上場株式を除く）の配当所得等で、所得税および住民税（町民税・県民税）が源泉徴収（特別徴収）されている場合は、原則、申告の必要はありませんが、総合課税または申告分離課税を選択して申告することができます。

また、確定申告書とは別に町民税・県民税申告書を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。

例：所得税は総合課税、個人住民税は申告不要制度

なお、総合課税および申告分離課税で申告された上場株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

### ○上場株式等の譲渡所得等に係る課税方式の選択

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については、所得税および住

民税（町民税・県民税）が源泉徴収（特別徴収）されるため、原則、申告の必要はありませんが、申告分離課税として申告することができます。

また、確定申告書とは別に町民税・県民税申告書を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、申告分離課税）を選択することができます。

例：所得税は申告分離課税、個人住民税は申告不要制度

なお、分離課税で申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

## ○所得税と異なる課税方式を選択する場合

個人住民税について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、町民税・県民税納税通知書が送達される日までに次の書類を税務課に提出してください。

（申告の際は、確定申告書の控えをお持ちください。）

提出書類

### 1. 町民税・県民税申告書

※申告者欄に住所、氏名、生年月日を記入の上、押印してください。

2. 上場株式等の所得に関する課税方式選択申出書〈町民税・県民税（住民税）申告書付表〉

※必要事項を記入の上、押印してください。

令和 年度（令和 年分相当分）  
上場株式等の所得に関する課税方式選択申出書  
〈町民税・県民税（住民税）申告書付表〉

城里町長 あて

年 月 日

納税義務者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
生年月日 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
提出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話 \_\_\_\_\_

1. 確定申告した上場株式等の配当・譲渡所得等

確定申告した上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額※
上場株式等の配 当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。

（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）

<注意>上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどにより、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

2. 住民税での申告について（申告する番号の□に✓してください。）

- ①上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告しません。  
 ②上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

住民税で申告する上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額※
上場株式等の配当所 得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

②使用例：確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する場合

※「住民税の源泉徴収税額」＝配当割額、株式等譲渡所得割額

◆この付表の提出期限は、当該年度の納税通知書が送達される日までとなります。